

京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付制度

この事業は、「京都府結婚・子育て応援住宅総合支援事業費補助金」を活用し、京都府との協働で実施するものです。

1 補助の目的

子育て世帯の経済的負担の軽減および住環境の向上、三世帯同居・近居による世代間支援の促進を図るため、子育てのための住宅リフォーム工事を行う世帯に対して、「京丹波町子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内において補助を行います。

2 補助対象者（申請者）

京丹波町に住所があり、次のすべてに該当する人が対象です。

※ 交付申請時に京丹波町に住所のない人は、別途「転入に関する誓約書」の提出と年度内に転入することが条件となります。

- (1) 子どもが3人以上おられる世帯（多子世帯）、または三世帯同居・近居世帯の構成員であって、町内に建築された住宅の所有者（または、所有者に準じる人）。
- (2) 住宅リフォーム工事を京丹波町内の業者（京丹波町内に本社・本店があり、住宅リフォーム工事を業としている事業者）に依頼して行う人。
- (3) 町税等の滞納のない世帯に属している人。（※三世帯同居・近居による申請の場合は、その三世代の世帯員に滞納がないこと。）
- (4) 子どもの親権者の年収の合算額が750万円未満の人。

【この制度中の用語説明】

- 「子ども」…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、妊娠中の子も含みます。
- 「多子世帯」…3人以上の子どもが属する世帯をいいます。
- 「三世帯同居」…子ども、親又は祖父母等が住所変更を行い、三世帯が新たに同一の住宅に居住すること。
- 「三世帯近居」…子ども、親又は祖父母等が住所変更を行い、以下のいずれかに該当すること。
 - ア 子ども、親又は祖父母等が、それぞれの住宅の間の直線距離2km以内に居住すること。
 - イ 住所変更前において異なる市町村に居住する子ども、親又は祖父母等が町内に居住すること。

3 補助対象工事

次のすべてに該当する住宅リフォーム工事が補助対象です。

※新築工事、他の制度の補助等の対象となる工事は対象外です。

- (1) 対象者が自ら居住する住宅の工事で、子育てのため、または三世帯同居・近居のために必要と認められる工事。
（外構工事、雨漏修繕、設備機器のみの設置などは対象外です。）
- (2) 対象となる工事の費用が10万円以上の工事。
- (3) 交付申請をする年度の3月1日までに完了する工事。



4 補助金の交付額

補助対象工事費の2分の1（限度額100万円）＊千円未満の端数切捨
※補助金は交付額を確定した後、申請者の指定する口座に振り込みます。
※同一申請者に係る世帯について1回限り対象となります。

5 募集期間

令和3年度の募集期間は次のとおりです。ただし、募集期間中においても、予算額に達した時点で募集を終了します。あらかじめご了承ください。

令和3年4月19日（月）から令和3年9月30日（木）まで

6 申請手続き

補助金の交付申請から交付（支払い）までの手続きの流れは次のとおりです。
注）必ず工事着工前に交付申請をしてください。

「1 交付申請」→「2 交付決定」→「3 工事着工」→「4 工事完了」
「5 実績報告」→「6 補助金額確定」→「7 請求」→「8 補助金交付」
※「3 工事着工」後、事情により必要な場合は変更申請をしてください。

7 問い合わせ先（申請先）

京丹波町こども未来課（京丹波町健康管理センター内）
電話：0771-82-1394 F A X：0771-82-2730
〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知鍋倉1番地1

<子育てのための住宅リフォーム工事の一例>

- 子ども部屋を増やすため、子ども部屋の間取りを変更したい・・・
→子ども部屋の間取りの変更工事
- 子どもが使いやすいよう、トイレを和式から洋式に変えたい・・・
→便所の改修工事
- 子ども部屋の内装をきれいにしたい・・・
→子ども部屋の内装工事
- 家事の時間を短縮できるようにシステムキッチンに改修して、
子どもと接する時間を増やしたい・・・
→システムキッチン改修工事 など

